

「第3次男女共同参画行動計画」の成果指標について(案)

協議資料2

基本目標	施策の方向	候補	成果指標	過去値	現在値	目標値	算出基礎	参考値	
				原則、18年度	原則、23年度	29年度		国・県等	出典
I 男女共同参画意識が定着した社会の実現	1 性別による役割分担や慣行の見直し	●	1) 社会全体で男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合	13.7%	20.2%	29.8%	$(20.2\% \div 13.7\%) \times 20.2\% = 29.8\%$	18.5%(県)	「男女共同参画社会に関する意識調査報告書」(県, H22.10)
		●	2) 「男は仕事, 女は家庭」という考え方について肯定的な市民の割合	※16.6%	9.4%	5.3%	$(9.4\% \div 16.6\%) \times 9.4\% = 5.3\%$	※39.6%(国) ※60.4%(国) ※47.7%(県)	「男女のライフスタイルに関する調査」(内閣府, H21. 2) 「少子化社会に関する国際意識比較調査」(内閣府, H23.3) 「男女共同参画社会に関する意識調査報告書」(H22.10)
		●	3) 家庭生活において男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合	29.1%	31.7%	34.5%	$(31.7\% \div 29.1\%) \times 31.7\% = 34.5\%$	29.5%(県)	「男女共同参画社会に関する意識調査報告書」(県, H22.10)
	2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	●	4) 男女共同参画が進んでいると感じる市民の割合	24.6%(20年度)	34.6%	48.7%	$(34.6\% \div 24.6\%) \times 34.6\% = 48.7\%$	無し	

出典)「23年度男女共同参画に関する市民意識調査」や「23年度市政世論調査」

II さまざまな分野における男女共同参画社会の実現	3 意思決定の場における男女共同参画の推進	●	5) 審議会等委員に占める女性の割合	23.1%(19.3.31現在)	25.1%(24.3.31現在)	30.0%	「審議会・委員会制度の改善に関する指針」に定められた目標値30.0%を参考	33.2%(国) (23.9.30現在)	「政策・方針決定過程への女性の参画状況及び地方公共団体における男女共同参画に関する取組の推進状況について」(内閣府, H24.1)。国の目標値は30.0%(H27)。 「審議会・委員会制度の改善に関する指針」(行政経営課, H16.8)
		●	6) 女性委員のいる審議会等の割合	63.9%(19.3.31現在)	65.4%(24.3.31現在)	72.9%	委員定数10人以上のうち, 女性委員がいない委員会(現状8)をなくす。(70+8)÷107(全委員会等の数)=72.9%	3委員会のみ(国)	「政策・方針決定過程への女性の参画状況及び地方公共団体における男女共同参画に関する取組の推進状況について」(内閣府, H24.1)。
		●	7) 市管理職(課長相当職以上)における女性職員の割合	5.7%(19.4.1現在)	6.0%(24.4.1現在)	→		10.4%(市区町村)(H23.4現在)	市区町村の管理職(本庁課長相当職以上)に占める女性の割合。「政策・方針決定過程への女性の参画状況及び地方公共団体における男女共同参画に関する取組の推進状況について」(内閣府, H24.1)。
		●	8) 自治会長に占める女性の割合	1.9%(19.4.1現在)	3.8%(24.4.1現在)	7.6%	$(3.8\% \div 1.9\%) \times 3.8\% = 7.6\%$	4.1%(国)(H22) 1.6%(県)(H21)	「第3次男女共同参画行動計画」(内閣府, H22.12), 国の目標値は10.0%(H27)。 「とちぎ男女共同参画プラン三期計画」(H23.3), 県の目標値は3.8%(H27)。
		●	9) 民間企業において管理職(係長相当職以上, 役員含む)に女性を登用している割合	38.1%	● (24年度調査)	●	「24年度労働条件実態調査」の結果を踏まえ, 目標値を設定予定。	69.9%(国) (H23.10.1現在)	「平成23年度雇用均等基本調査」(厚生労働省, H24.7)
	4 さまざまな分野における男女共同参画の推進	●	10) 地域などで社会的な活動を行っている市民の割合	39.6%	49.8%	62.6%	$(49.8\% \div 39.6\%) \times 49.8\% = 62.6\%$	57.9%(県)	「男女共同参画社会に関する意識調査報告書」(県, H22.10)
		●	11) 自治会, まちづくりなどの地域活動を行っている市民の割合	16.2%	18.9%	31.2%	栃木県の意識調査31.2%を参考	31.2%(県)	「男女共同参画社会に関する意識調査報告書」(県, H22.10)
		●	12) PTA, 子ども会などの子どもや青少年の育成活動を行っている市民の割合	11.2%	11.3%	14.5%	栃木県の意識調査14.5%を参考	14.5%(県)	「男女共同参画社会に関する意識調査報告書」(県, H22.10)
		●	13) 出産・育児後, 再就職できている女性の割合	現実37.0% 理想50.9%	現実39.5% 理想52.2%	現実45.9%	H23年度市民意識調査の「再就職型」の理想(52.2%)と現実(39.5%)の差の半数が実現できるように	理想31.3(国) 理想28.1(県)	「男女共同参画社会に関する世論調査」(内閣府, H21. 10) 「男女共同参画社会に関する意識調査報告書」(県, H22.10)
	5 仕事と生活が充実し好循環(ワーク・ライフ・バランス)を生み出す環境づくり	●	14) 「仕事」と「家庭生活」と「個人・地域の生活」のすべてを優先できている市民の割合(理想と現実の差)	16.5%(21年度) (理想22.0%, 現実5.5%)	30.9% (理想32.7%, 現実1.8%)	12.3%	国の世論調査の理想(16.9%)と現実(4.6%)の差12.3%を参考	12.3%(国) 10.8%(県)	「男女共同参画社会に関する世論調査」(内閣府, H21. 10) 「男女共同参画社会に関する意識調査報告書」(県, H22.10)
		●	15) 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている市民の割合	61.2%(22年度)	45.0%	61.2%	H22年度市政世論調査の値61.2%を参考	36.4%(国) 55.2%(国)	「男女共同参画社会に関する世論調査」(内閣府, H21. 10) 「仕事と生活の調和の実現に影響を与える生活環境に関する意識調査」(H23.2)

III 男女が互いに人権を尊重し大切にす社会の実現	6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	●	16) 過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けたことのある女性の割合	※12.7%	15.9%	0%に近づける(DV対策計画改定時に見直し)	「宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の成果指標「0%に近づける」を参考	※32.9%(国)	「男女間における暴力に関する調査報告書」(内閣府, H24.4) ※「何度もあった(10.6%)」「1・2度あった(22.3%)」の合計。 ※設問は「これまでに暴力を受けたことがある」と異なる。
		●	17) 職場でセクハラを感じたことがある市民の割合	—	28.2%	9.9%	日本労働組合総連合会調べによる全国の平均値9.9%を参考	9.9%(全)	「男女平等月間実態調査2012」(日本労働組合総連合会, H24.6)
	7 生涯を通じた男女の健康支援	●	18) パートナー(配偶者や恋人など)が, 自分の健康状態について理解していると思う市民の割合	※49.6%	62.3%	78.3%	$(62.3\% \div 49.6\%) \times 62.3\% = 78.3\%$	無し	

※23年度市民意識調査と設問又は回答項目がやや異なる